

## 「資格情報のお知らせ」について

- 今回「資格情報のお知らせ」の交付の対象となるのは、**令和6年9月30日現在、当健保の加入者資格がある方全員**です。（10月1日以降に新規に加入する方については、Q6をご確認ください。）

### FAQ

**Q1** いつごろ、どのような方法で配付されますか？

**A1** 10月下旬までに、個人単位で封入し、被保険者分と被扶養者分を合わせて事業主経由で配付いたします。任意継続被保険者とその被扶養者には、直接ご自宅に特定記録郵便にて送付いたします。

**Q2** どのような内容が記載されているのですか？

**A2** 氏名・記号・番号・枝番・負担割合、取得日、保険者名等が記載されています。また、安心してマイナンバーカードを保険証としてご使用いただけるよう、当健保が把握している個人番号（マイナンバー）の下4桁も併せて記載されています。お手元に届きましたら、誤りがないかご確認ください。誤りがある場合は、当健保までご連絡ください。

**Q3** どのように使用するのですか？

**A3** 「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診することはできませんが、機器の不具合や通信環境の不具合等何らかの理由で、マイナ保険証の使用ができない場合に、マイナ保険証とともに医療機関等の窓口で提示することで保険診療を受けることができます。下部（右下）を切り取って、マイナ保険証とともに携帯してご使用ください。

「資格情報のお知らせ」に記載の資格情報は、マイナポータルにログインして確認することもできます。また、マイナ保険証の使用ができない場合に、マイナポータルにログインした場合に表示される資格情報の画面若しくは、あらかじめダウンロードしたマイナポータルのPDFファイルの画面を、マイナ保険証とともに医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

▼マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



**Q4** 今回届いた「資格情報のお知らせ」を紛失した場合、再交付してもらえるのですか？

**A4 原則、再交付はいたしません。大切に保管してください。**

「資格情報のお知らせ」に記載の資格情報は、マイナポータルにログインして確認することができます。  
(Q3をご確認ください。)

資格情報をマイナポータルにログインして確認することができない等の理由により、再交付を希望する場合は、**当健保までご相談ください。**

**Q5** 今回届いた「資格情報のお知らせ」は、氏名・生年月日を変更(訂正)する場合、若しくは異動等で記号・番号が変更になる場合は、再交付してもらえるのですか？

**A5 原則、再交付はいたしません。**

ただし、令和6年12月2日以降に異動等で記号・番号が変更になる場合のみ、改めて交付いたします。  
(Q7をご確認ください。)

事業主から提出される「被保険者資格取得届」若しくは事業主を通じて提出される「届出事項変更(訂正)届」に基づき、当健保にて、オンライン資格確認等システムに変更内容をデータ登録いたします。当健保が届を受領してから、通常5日程度でデータ登録が完了しますので、その後マイナポータルにログインして変更後の資格情報を確認することができます。  
(マイナポータルへのアクセス等についてはQ3をご確認ください。)

また、令和6年12月1日までに氏名・生年月日を変更(訂正)する方、若しくは異動等で記号・番号が変更になる方については、届出後、速やかに健康保険証を再交付いたしますので、健康保険証でも変更後の資格情報を確認することができます。

資格情報をマイナポータルにログインして確認することができない等の理由により、再交付を希望する場合は、**当健保までご相談ください。**

**Q6** 令和6年10月1日以降、新規に当健保に加入する方については、どのような取り扱いになりますか？

**A6 令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ」を事業主経由で配付いたします。**

任意継続被保険者とその被扶養者には、直接ご自宅に送付いたします。

ただし、令和6年12月2日以降、新規に当健保に加入する方(12月1日までに加入者資格があり12月2日以降に加入手続きをする方も含む)で「資格確認書」の交付を希望する方には「資格情報のお知らせ」は交付いたしません。「資格確認書」にて資格情報を確認し、保険診療を受けてください。  
(《別紙2：健康保険証廃止後の医療機関の受診について》のQ7をご確認ください)

なお、令和6年12月2日以降にお送りする「資格情報のお知らせ」には個人番号(マイナンバー)の下4桁は記載いたしません。

**〈留意事項〉**

令和6年10月1日以降12月1日までに新規に当健保に加入する方には、速やかに健康保険証を交付いたします。令和6年12月2日以降に新規に当健保に加入する方(12月1日までに加入者資格があり12月2日以降に加入手続きをする方も含む)には、健康保険証は交付いたしません。

**Q7** 令和6年12月2日以降に異動等で記号・番号が変更になる方は、どのような取り扱いになりますか？

**A7** 令和6年12月2日以降に異動等で記号・番号が変更になる方（12月1日までに異動等があり12月2日以降に手続きをする方も含む）には、速やかに「資格情報のお知らせ」を事業主経由で配付いたします。任意継続被保険者とその被扶養者には、直接ご自宅に送付いたします。

ただし、「資格確認書」の交付を希望する方には「資格情報のお知らせ」は交付いたしません。「資格確認書」にて資格情報を確認し、保険診療を受けてください。

（《別紙2：健康保険証廃止後の医療機関の受診について》のQ7をご確認ください）

なお、令和6年12月2日以降にお送りする「資格情報のお知らせ」には個人番号（マイナンバー）の下4桁は記載いたしません。

〈留意事項〉

令和6年12月2日以降に異動等で記号・番号が変更になる方（12月1日までに異動等があり12月2日以降に手続きをする方も含む）には、健康保険証は交付いたしません。

**Q8** 退職等で資格を喪失する場合、「資格情報のお知らせ」の返納は必要ですか？

**A8** 「資格情報のお知らせ」の返納は不要です。